

## 行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成24年3月28日

白山市監査委員 村下 眞次

同 西川 寿夫

### 1 監査の概要

- (1) 監査のテーマ  
「公用車の管理運用状況について」
- (2) 監査の期間  
平成23年9月21日から平成24年3月2日
- (3) 監査の方法  
公用車を所有している所管部署から資料の提出を求め、聴き取り調査等を実施した。
- (4) 監査の着眼点
  - ① 保有状況は適正か
    - ・ 車種別、所属別、経過年数別など
  - ② 効率的に利用されているか
    - ・ 走行距離状況、稼働状況など
  - ③ 適正に管理されているか
    - ・ 維持管理費の状況など

### 2 監査の結果

公用車の管理運用状況について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、改善を検討する必要がある事項については、早急の実施されたい。